



治承、寿永の内乱期における城氏と木曾義仲のあいづつ越後の制圧と没落、また、この国の在地領主層の多くが彼らと運命をともにした結果、新津市域のみならず、中世の越後の歴史に大きな影響を与えた鎌倉側による二つの終戦処理がほとんどされます。第一は越後国が頼朝の

知行国となつたことであり、

城長茂と新津四郎(五)

第二は多くの東国武士団が地頭職をえて入部してきたことである。

まず第一点についてですが、現在の津市域のほぼ全域が国衙領金津保の領域に含まれていたと考えられるので、この地域の中世の歴史をみていく場合、誰が国務(国衙機構および国衙領支配権)を掌握したかを無視することはできません。頼朝知行の後、一時的な断絶はありましたが、ほぼ鎌倉期を通して越後国は鎌倉將軍家の知行国となり、北条一族の有力者があいついで国務を掌握します。この鎌倉期の伝統は、建武政権

下の新田義興、室町幕府体制下の越後守護上杉氏にも継承されていきます。弥彦神社とともに越後国一宮を称し、守護家とともに関係の深かった居多神社の社頭が、十五世紀初めに金津保の内と推測される木津(現横越村)と金沢西(現新津市金沢町付近)にあり、ともに国衙在庁名の上に設定されています。これより室町期においては、守護と国衙と金津保が密接な関係をもつていたことを推測することができます。

なお越後国衙領は南北朝期以降、越後守護家と関東管領家に折半されますが、金津保が守護家の領有下にあったことは、十五世紀末に作成されたと推測される「蒲原郡段銭帳」に、長尾飯沼等の守護重臣の被官が金津保内に多くの所領を領有していることから窺うことができます。

次に第一点の地頭についてですが、十三世紀前半に起こった承久の乱に際し、北陸道將軍北条朝時に従つて上京した越後の武士の中に、金津蔵人資義がいます。この人物は「尊卑分脉」によると、信濃源氏平賀有義の子で、金津小二郎と称したと記されています。す

でこの頃金津姓を称した平賀氏が、鎌倉初期より金津保の地頭職を領有するものとみえます。さうに「尊卑分脉」によると、資義は資直、信實という二人の子があり、資直は木津東方を、信實は新津西方を領有したことが記されています。この記載をそのまま事実として信頼することはできず、今後の検討が必要ですが、おおよそ鎌倉中期頃に金津保地頭平賀氏から、木津を拠点とする資直と「新津」を拠点とする信實が金津保一分地頭として分出し、それぞれ中世後期に、それぞれ津市、新津両家の始祖になったと推測しています。

なお先述した「蒲原郡段銭帳」によると、金津保の田地面積は約三百二十八町に及ぶにもかかわらず、平賀氏は三十六町、木津氏は二十四町余、新津氏は約五町で、そのほか千田、岡等の平賀氏親類分を含めてもこの保に平賀一族が領有した田地は全体の四分の一にも及びません。これは国衙領地頭平賀氏の領主制の展開が、国務を掌握した北条氏や守護上杉氏に圧迫され、困難な途を歩んだことを物語るものと意図しています。

(つづく)

労働旬間が始まります

家内労働者の労働条件の向上を

労働省では、家内労働法の周知徹底を図り、家内労働者の労働条件の向上と生活の安定を促進するため、家内労働旬間を設け、五月二十一日から三十一日まで実施します。今年の目標は「家内労働者の労働条件の向上(作業の安全と健康の確保)」です。委託者並びに家内労働者の皆さんも次のことをもう一度確認してください。

国税専門官を募集

- 委託者の皆さんへ
- 家内労働手帳を交付していますか
- 家内労働による災害防止のために必要な措置を実施していますか
- 委託状況届を提出していますか
- 家内労働手帳は交付されていますか
- 「インキ内職」の問題で悩んでいませんか
- 家内労働に関するご相談などは新津労働基準監督署(☎二四一六一)へどうぞ。

- 受付期間：五月十六日(二十三日)当日消印有効
- 受験資格：昭和三十一年四月二日(二十八年四月一日)までに生まれた人
- 試験日：七月七日、八日
- 受験手続きなどくわしいことは新津税務署(☎二二五二)へおたずねください。



「炎の会」がチャリティ即売会

さる5月5日と6日に、公民館主催の「炎の会」の皆さんが、チャリティ・やきもの作品展を市民会館で開きました。チャリティ即売会は、今年で5回目を迎え、会場は大盛況に…。なお収益金は、社会福祉事業に寄贈していただきました。

お買物、ご用命は市内で

オーサカヤのカステラは現代感覚にマッチした、ニュータイプに変身しました!!

- 珈琲カステラ=朝のモーニングコーヒーに
- 小倉かすていら=午後のティタイムに。
- チーズカステラ=タベのかたらいに。

ケーキとコーヒーの店 かつオサカヤ

TEL-0112

